債権者集会招集

平成２２年（フ）第４７５号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第７地割524番地１
破産者　有限会社食彩和煌
１　期日　平成23年６月９日午前10時
２　会議の目的　債権一般調査、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算報告
平成23年３月30日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４８２号
沖縄県国頭郡本部町字山川516番地１　マンゴーハイツ３－Ａ、開始決定時の住所岩手県岩手郡滝沢村大釜字風林58番地41
破産者　阿部　　修
１　期日　平成23年６月９日午前10時10分
２　会議の目的　債権一般調査、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算報告
平成23年３月30日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５１９号
岩手県北上市芳町９番25号
破産者　株式会社丸三商店
１　期日　平成23年６月９日午後２時30分
２　会議の目的　財産状況報告、債権一般調査、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算報告
平成23年３月30日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３１８６号
大阪府堺市北区長曽根町3082番地９
破産者　トーク不動産株式会社
１　期日　平成23年４月26日午後３時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月31日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１８７号
山口県大島郡周防大島町大字土居708番地
破産者　波戸　敏之
異議申述期間　平成23年５月11日まで
平成23年４月１日　山口地方裁判所岩国支部

平成２０年（フ）第１７５号
山口県光市光井７丁目26番18号
破産者　株式会社日本ユニバース
異議申述期間　平成23年５月13日まで
平成23年４月１日　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１４５号
熊本市城南町下宮地917番地５
破産者　坂本　憲生
異議申述期間　平成23年５月23日まで
平成23年３月31日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２３年（ラ）第１６１号（原審神戸地方裁判所姫路支部平成２１年（フ）第３８３号）
兵庫県姫路市広畑区高浜町３丁目82番地２
抗告人（破産者）　立川　妙子
１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　原決定を取り消す。
抗告人に対する免責を許可する。
大阪高等裁判所第11民事部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２号
岡山市北区大安寺南町２丁目１番27号
清算株式会社　株式会社元気くらぶ
代表清算人　杉原　　毅
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（ヒ）第４号
岡山県備前市東片上1172番地の１
清算株式会社　梶田物流管理株式会社
代表清算人　梶田　光明
１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命じる。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（ヒ）第５号
岡山市北区吉宗38番地
清算株式会社　からこう商事株式会社
代表清算人　遠藤　　博
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１２号
香川県高松市香川町川内原1591番地１
清算株式会社　株式会社清昌庵
代表清算人　辻　　清太
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第１００２号
千葉市花見川区犢橋町1664番地の15
清算株式会社　クリード株式会社
代表清算人　山口　辰男
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び免除
１　協定債権の弁済
⑴　第１回弁済
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の7.5パーセントの金員を弁済する。
⑵　第２回弁済
清算株式会社は、協定債権者に対し、平成23年５月31日限り、同日までに得た換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　協定債権の免除
各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　追加弁済
第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価した上、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。
千葉地方裁判所民事第４部

平成２２年（ヒ）第２１１１号
東京都文京区湯島２丁目１番10号福栄第三ビル５階
清算株式会社　株式会社アイテム
代表清算人　尾花　政一
１　決定年月日　平成23年３月31日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる債権は、平成22年12月14日（開始決定日）までの原因に基づいて発生した協定債権とする（以下「特別清算債権」という。）
２　清算株式会社は、特別清算債権を有する債権者（以下「協定債権者」という。）に対し、財産の換価終了後１ヶ月以内に、以下のとおり弁済する。
⑴　株式会社大塚商会（以下「大塚商会」という。）を除く各協定債権者（以下「本協定債権者」という。）に対し、本協定債権者が清算株式会社に対して有する特別清算債権のうち10万円以下の部分を弁済する。
⑵　本協定債権者に対し、本協定債権者が清算株式会社に対して有する上記⑴以外の各特別清算債権につき、換価財産から⑴の金額及び必要な費用を控除した残額を各特別清算債権額により按分した金額を弁済する。